

# 海外技工で厚労相に要望書

## 全技協

全国の歯科技工士養成(全国歯科技工士教育協議会)学校等60校で組織される「全技協」(末瀬一彦会長)は19

日「国外で製作された歯科補てつ物等の輸入に關

する要望書」を長妻昭厚

物を歯科医師の裁量(権)で患者に装着する事実を

許している現状は放置できない違法状態であるなどとし、長妻大臣に厚労省としての回答を求め

法(現「歯科技工士法」)、同31年制定の歯科技工士養成所指定規則に基づき、会員各校で8万人を超える歯科技工士の養成実績があるとし、「監督官庁と共に歯科技工士の身

分を保証する責務がある」と訴えている。その上で、国外で製作される歯科補綴物については、無資格で歯科補綴物を作成することを認め

## 要望書(全文)

全国歯科技工士教育協議会(以下「全技協」と言ふ)は、昭和30年に制定された歯科技工法(現「歯科技工士法」)および昭和31年に制定された歯科技工士養成所指定規則に基づき、現在60校が歯科技工士の養成にあたり、世界的にも最も歴史があり、充実した教育制度として高い評価を得ております。その間に「全技協」各会員校は、日進月歩の歯科技工業界において、国民歯科医療の充実の一翼を担うべく、歯科技工士の基礎教育に積極的に取り組み、80、000名を超える歯科技工士の養成実績が有り、監督官庁と共に歯科技工士の身分を保証する責務があります。

ところが昨今、日本に於ける歯科技工士養成校を卒業し、日本の国家資格を取得した留学生在が日本国内で歯科技工士として就業が認められないも拘らず、国外において日本の歯科技工士資格(国家資格)を有しない者が日本向けの歯科補

てつ物等の作成をなし、日本国内に輸入される事案が問題視されています。国民の健康・福祉の増進に積極的に寄与するために歯科技工士教育を行っている立場の全技協としては、この状況は日本において無資格で歯科補てつ物を作成することと同様であり、歯科技工士法第3

条、第5条、第17条及び第18条の趣旨に反するものと解します。さらに歯科技工を行う事業所につきましては、半世紀前から法令が存在し、平成17年には「構造設備と品質のための管理指針」が局長通知(医政発第03180003号)されたところ

に、また、どのような設備環境の下で製作をしたか分からない歯科補てつ物等の流入によって壊されていきます。歯科補てつ物の国外からの流入に關与する歯科医師の裁量の拡大適用は、日本の国内においても歯科医師の裁量での無資格者への適用に拡がる(権)の適応には値しませ

等が、それを装着された患者の人体に極めて大きな影響を与えるからであります。物理的不具合があれば患者は肉体的な被害と共に、薬品と同じように人体の健康に大きな影響を及ぼすものであると言えます。その意味で、薬事法は医薬品の製造や外国製造医薬品を含めた

販売に対して厳格な規制をしております。特に昨今は、野菜、牛肉、その他日用品と言った医薬品以外の物品ですら、外国製の物品の危険性が問題になっております。このような点から考え、直接的に人体の健康被害に影響のある歯科補てつ物等に関して、国外において日本国の法律

# 身分を保証する責務がある

このように、日本では50余年に涉つて「歯科技工を担う者」と「歯科技工が行われる場所」が法令の下におかれることで、歯科保健の安全と質を担保してきましました。しかし、これまでの厳格な行政指導によって守られてきた歯科技工士法が、国外の無資格者が医療職として野放しにされることについて危惧します。歯科医

懸念は高く、こうした風潮を放置すれば歯科技工士資格の必要性は薄れ、資格制度による保健医療への確保はゆらぎます。また、薬事法による安全管理が及ばず技術的、品質的にも確認や行政指導の及ばない国外からの歯科補てつ物等の輸入がなされることについて危惧します。歯科医

ん。薬事法の国民法益を護るべきです。国民から安心して信頼される歯科医療の保持のためにも「安易な裁量とその借用・転用」は抑制されるべきです。因みに、歯科技工士法に基づき歯科補てつ物等の作成に資格が必要とされている理由は、とりもなわかず、歯科補てつ物

「資格試験」を受験させ、社会に輩出している「全技協」の役割・責務上、厚生労働大臣におかれましては、資格(事業所法)の趣旨と薬事法による国民の安全について十分なご理解の上、早急上記趣旨に従った対応をお願い致しますと共に、「全技協」に致しましては、会員校への説明責任が御座いますので、厚生労働省のご方針を(ご)回答頂きますよう宜しくお願い致します。

「資格試験」を受験させ、社会に輩出している「全技協」の役割・責務上、厚生労働大臣におかれましては、資格(事業所法)の趣旨と薬事法による国民の安全について十分なご理解の上、早急上記趣旨に従った対応をお願い致しますと共に、「全技協」に致しましては、会員校への説明責任が御座いますので、厚生労働省のご方針を(ご)回答頂きますよう宜しくお願い致します。

分を保証する責務がある」と訴えている。その上で、国外で製作される歯科補綴物については、無資格で歯科補綴物を作成することを認め